

令和2年度 第1回知立市障がい者地域自立支援協議会 会議録

1. 開催日

令和2年7月14日（火）

午後1時15分から午後2時30分

2. 開催場所

知立市社会福祉協議会 3階 さくら・うめ

3. 出席者及び欠席者

(1) 出席者（敬称略、順不同）

〈委員〉橋本（喜）、永井、橋本（靖）、高木、福島、松永、中嶋、榊原、
柴田、近藤、加古、吉野、加藤（竜）、翠、大南

代理：滝川、野々山

(2) 欠席者（敬称略、順不同）

〈委員〉神谷、加藤（浩）、成瀬

(3) 事務局 福祉子ども部長、

福祉課（課長、課長補佐、担当係長、主事補）

ジャパン総研

(4) 傍聴人 4名

4. 議事

「知立市障がい者地域自立支援協議会」

【福祉課長】

定刻となりました。

本日はお暑い中ご多忙の折、お集まりいただきありがとうございます。

開会に先立ちご報告します。知立市情報公開条例により審議会、協議会は公開が原則であります。

本日のこの協議会も公開となっておりますので、傍聴人の入場は可能であります。

只今から、『令和2年第1回知立市障がい者地域自立支援協議会』を開催します。

では、開催にあたり、橋本会長よりご挨拶をいただきます。

会長お願いします。

【橋本（喜）会長】

（橋本（喜）会長挨拶 省略）

【福祉課長】

ありがとうございました。

【福祉課長】

3名の方が欠席です。

特定非営利活動法人 AMI 施設長 成瀬委員、より欠席の連絡がありました。

なお、刈谷市立刈谷特別支援学校の神谷委員より、ご都合悪く欠席との連絡が事前にありましたが、代理にて滝川知史（たきがわ さとし）様が出席いただいておりますのでご報告させていただきます。

知立市民生・児童委員協議会の加藤委員より、ご都合悪く欠席との連絡が事前にありましたが、代理にて野々山智嘉子（ののやま ちかこ）様が出席いただいておりますのでご報告させていただきます。

代理の方は、委員数に数えませんので、本日の出席委員は15名であり、知立市附属機関の設置に関する条例施行規則第4条第2項による委員の半数以上の出席者があり、規定による定数に達していることを、ご報告申し上げます。

【福祉課長】

それでは、これ以降の進行は、橋本会長により進めていただきたいと思います。

橋本会長、よろしく申し上げます。

【橋本（喜）会長】

お手元の会議次第に従いまして進めていきたいと思っております。

“次第の2. 議題（1）「知立市障がい者計画等策定業務スケジュール（変更案）」について

「知立市障がい福祉計画スケジュール表（令和2年度）（変更案）」について”を事務局よりお願いします。

【事務局】

資料1 知立市障がい者計画等策定業務スケジュール（変更案）について

【人にやさしい街づくり推進協議会】

「人にやさしい街づくり推進協議会」は、障害者施策の推進に関し、必要な調査及び審議を行っていただくための協議会です。

知立市障がい者計画については、人にやさしい街づくり推進協議会に答申し、意見をいただき策定していきます。

・「知立市障がい者計画（案）」については、4月・5月の関係団体ヒアリング、庁内ヒアリングを経て、原案を7月6日に作成しました。

・今後の進め方として、「人にやさしい街づくり推進協議会」の委員の方に、案を郵送させていただき、委員の方から「事前質問及び意見」を郵送していただく予定です。

・障がい者団体等に対しても、代表者様に「知立市障がい者計画（案）」を郵送させていただき、障がい者団体等の長から「事前質問及び意見」を郵送していただく予定です。

・障がい者団体等については、7月から9月の間に、障がい者団体ごとに集まっていたいただき、意見を直接いただく機会を設けたいと考えております。

・委員の方及び障がい者団体等からいただいた「事前質問及び意見」を「知立市障がい者計画（案）」に反映させたものを、令和2年9月3日予定の「人にやさしい街づくり推進協議会」に提案させていただき、委員の方からの意見をいただくこととしたいと考えています。

・最終決定は、令和2年11月2日ごろに開催する「人にやさしい街づくり推進協議会」に提案させていただき、承認をいただければと考えています。

・パブリックコメント実施を12月から1月を予定しています。

・「知立市障がい者計画（案）」を3月議会に上程する予定です。

・障がい者団体等は、以下の7団体を予定しています。

1. 知立市身体障害者福祉協議会
2. 知立市聴覚障害者福祉協議会
3. 知立手をつなぐ育成会
4. けやきの家族会
5. かとれあ家族会
6. 前進会
7. 輪はっは

資料2 知立市障がい福祉計画スケジュール表（令和2年度）（変更案）について
【知立市障がい者地域自立支援協議会】

「知立市障がい者地域自立支援協議会」は、知立市障がい者計画・障がい福祉計画に関し必要な事項を調査審議すること。であります。

知立市障がい者計画においては、「知立市人にやさしい街づくり推進協議会条例」において、第2条に、障害者施策の推進に関して、必要な調査及び審議を行わせるため、協議会を置く。とあります。

知立市においては、知立市障がい者計画においては、「知立市人にやさしい街づくり推進協議会」にて調査及び審議をいただきたいと考えております。

「知立市障がい者地域自立支援協議会」においては、主に知立市障がい福祉計画に関し必要な事項を調査及び審議をお願いしたいと考えております。

障がい者の自立した生活を支援するための方策その他必要な事項を調査審議していただきたいと考えております。

具体的には、令和3年度から令和5年度の3ヵ年のサービス実施状況の量を審議いただくこととなります。

1 サービスの利用状況

- (1) 第6期 知立市障がい福祉計画における障がい福祉サービスの実施状況
- (2) 地域生活支援事業の実施状況

(3) 障がい児向けサービスの実施状況

(4) その他の事業の実施状況

2 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標の策定となります。

「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画に係る基本指針の見直しについて」

により成果目標を策定していきます。

・障がい福祉計画（サービス見込量数値）については、9月末までに案を策定します。

・計画骨子案の作成については、10月上旬までに案を策定します。

・計画素案の作成については、10月上旬までに案を策定します。

・11月11日実施予定の第2回知立市障がい者地域自立支援協議会に「知立市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画（案）」を審議していただく予定です。

【橋本（喜）会長】

事務局の説明が終わりました。

議題（1）「知立市障がい者計画等策定業務スケジュール（変更案）」について、「知立市障がい福祉計画スケジュール表（令和2年度）（変更案）」について、何かご意見ご質問がございましたらお願いします。

【橋本（喜）会長】

他に何かご意見ご質問等がございましたらお願いします。

特になければ次の議題に進みたいと思います。

【橋本（喜）会長】

続きまして、“議題（2）知立市障がい者地域自立支援協議会の各部会について”について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料3「人にやさしい街づくり推進協議会・知立市障がい者地域自立支援協議会の各部会について

令和2年度より、「人にやさしい街づくり推進協議会・知立市障がい者地域自立支援協議会」の各部会を8部会（別添資料参照）から4部会と連携する協議会にすることについて、説明をします。

前回の計画策定において、8部会の開催を進めてまいりました。

・相談支援部会においては、現在毎月相談支援員実務者会議を年4回程度開催していますので、そちらにゆだねたいと思います。

・生活関連部会（I）については、平成27年度に成年後見センターが設置されましたので、一応の結果が達成されました。

・生活関連部会（Ⅱ）については、避難行動要支援者名簿の作成のための該当者を検討していただき、一応の結果が達成されました。

・学校支援学級部会については、学校教育課が開催する特別支援教育連携協議会が毎年3回開催されています。同じ様な会議なので、そちらにゆだねたいと思います。

・障がい者優先調達推進会議は、市役所の関係部署のみで開催していますので、各部会からはずします。

福祉課としては、4部会にすることで、重点的に各部会を進めていきたいと考えています。

【橋本（喜）会長】

事務局の説明が終わりました。

題（2）知立市障がい者地域自立支援協議会の各部会について、何かご意見ご質問がございましたらお願いします。

【柴田委員】

資料3の生活関連部会Ⅱについて、主な検討内容について「福祉避難所」の検討については具体的に進んでいないので、廃止していいのか。

【事務局】

福祉避難所において、長寿介護課、福祉課、安心安全課で協議していく予定です。

災害においては、それぞれにおいて進めていきますので、地域との連携において、検討していく予定です。

福祉避難所においては、現在マニュアルができたので、それをすすめていく予定です。

【橋本（喜）】

災害については、命に係わることなので、個々に機会を設けてすすめていってほしい。

次の議題に進みたいと思います。

【橋本（喜）会長】

続きまして、“議題（3）「知立市障害福祉サービス支給決定基準」について”事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料4 知立市障害福祉サービス支給決定基準について

1 ページをご覧ください。

1. 基準を定める根拠・目的をごらんください。

知立市において、障害福祉サービスについて支給決定基準がありませんでした。そのため、支給量においては無制限に支給している状況でありました。

2. 本基準の策定前からのサービス利用者についての考え方をご覧ください。
今後、限られた予算を適正かつ公平に執行し支給決定の透明化・明確化をすることを目的とし、基準を定めました。

本基準の策定前からのサービス利用者で従前の決定支給量が、すでに本基準に示す支給量を上回っている場合は、段階的に本基準に示す支給量に適合させていきます。

4ページをご覧ください。

③支給量の超えた支給決定が必要な場合は、サービス等利用計画案（ケアプラン）提出時に別紙「勘案事項整理票」を作成し、市に提出すること。当該勘案事項整理票により支給量が適正であるかどうか判断する。

尚、適正かどうかの判断は、福祉事務所長、福祉課長、障がい福祉係長、障害福祉サービス（個別案件）担当者、相談支援専門員又はケアマネージャーにて障害福祉サービス等支給決定検討会議にて協議を行う。

としています。

4月より、障害福祉サービス等の更新時に見直しをはじめました。

福祉課職員と障がい者相談支援員と利用者との協議をしながら進めています。

【橋本（喜）会長】

事務局の説明が終わりました。

議題（3）「知立市障害福祉サービス支給決定基準」について、何かご意見ご質問等がございましたらお願いします。

【永井委員】

これまで、支給量については上限を設けていなかった。

今後は、上限をもうけて、段階的にこの基準にあわせていくということだが、段階的にとはどういうことか。

【事務局】

急にサービスが無くなると本当に困る方もいるため、個人個人のケースごとに相談支援員と家族と調整をとっていくということです。

【永井委員】

保護者がサービスを見込んで仕事をしているが、支給量を超えている場合にはどのようにしていくのか。今後、保護者からの相談も出てくると思うが、そのような例はありますか。

【事務局】

今回の支給量の制限は、大人の障がい福祉サービスのものです。

障がい児のサービスにおいては、今後検討していく予定です。

【永井委員】

地域生活支援事業、障がい福祉サービス等があるが、まずは、福祉サー

ビス給付から制限を進めていくのですね。

【事務局】

地域生活支援事業や障がい児のサービス支給量は、今後検討していくこととなります。

【永井委員】

これまで無制限でサービスを支給していたのは知立市だけですよね。他市はすでに支給量を制限している。

【事務局】

(質問及び回答)

本日、机の上に配布した、「事前質問に対する回答 令和2年度 第1回 障がい者地域自立支援協議会」をご覧ください。

・障害福祉サービス受給者証又は知立市地域生活支援事業受給者証に記載される支給決定内容がどのサービス種類になるのか分かりにくいのではないのでしょうか？

の回答です。裏面をご覧ください。

受給者証は、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業、児童通所支援、相談支援、に別れています。

それぞれ福祉サービスごとに事業が配置されています。

・例えば、受給者証に記載されている移動支援、日中一時支援、放課後等デイサービスなどがどの項目に属するのか？

地域生活支援事業に、移動支援、日中一時支援があります。

児童通所支援に、放課後等デイサービスがあります。

・5頁 同行援護、行動援護 の説明内に「適応関係」という言い回しがありますが、意味が分かりにくいと思います。

「との適用関係」については、削除したいと思います。

【橋本（喜）会長】

他に何かご意見ご質問等がございましたらお願いします。

特になければ次の議題に進みたいと思います。

【橋本（喜）会長】

続きまして、“議題（4）「知立市心身障害者扶助料」の併給制限について”について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料5 知立市心身障害者扶助料について

この資料は、質疑応答で、知立市心身障害者扶助料について説明をしたものです。

以前より、この会議で、障がい者福祉サービス等が毎年増加しているために、

知立市中心身障害者扶助料の併給制限を実施する必要があると説明してまいりました。

市役所では、予算の見直しのための「事務事業点検」が行われており、その結果が「特別障害者手当、愛知県在宅障害者手当受給者は対象外」とする予定です。

心身障害者扶助料については、身体障害者手帳の交付を受けたもの、療育手帳を所持したもの、精神障害者福祉手帳の交付を受けたものを対象に手帳の等級に応じた月額金額を支給するものです。

ただし、手帳の交付を受けた日において、65歳未満であること。

前年度の所得について、地方税法の規定による市町村民税が課されるときは、支給停止となります。

特別障害者手当、障害児福祉手当、愛知県在宅重度障害者手当については、資料のとおり支給されますので、市の単独事業である「心身障害者扶助料」の対象外とするものです。

今後のスケジュールについては、コロナのため3か月ずらして、令和2年12月議会とあるのを、令和3年3月議会に「知立市中心身障害者扶助料支給条例の一部改正」を上程します。

当初予算 福祉総合システム改修費用約300万円を計上する予定です。

周知期間は令和3年1月から3月までを令和3年4月から7月とします。

スタートは、令和3年8月分からとなります。

【橋本（喜）会長】

事務局の説明が終わりました。

議題（4）「知立市中心身障害者扶助料」の併給制限について”について、何かご意見ご質問がございましたらお願いします。

【柴田委員】

他市も同じように支給しているのか。

【事務局】

併給制限においては、高浜市役所において実施しています。

瀬戸市においては、制度を廃止しました。

【柴田委員】

特別障害者手当、障害児福祉手当受給者、在宅重度障害者手当受給者の国、県、市の負担割合が書いてあるが、これを説明してください。

特別障害者手当、障害児福祉手当受給者においては、国、県、市でそれぞれ負担している。

在宅重度障害者手当受給者は、県単独のため、今回併給制限するのはおかしいのではないか。

在宅重度障害者手当受給者は、所得制限があるため生活が厳しいのではない

のか。

【事務局】

県費単独から支給しているものも支給制限をしたいと考えています。

【永井委員】

在宅重度障害者手当においては、市が負担していない。

併給制限をするのは、財源を市が削減するためである。

削った分の財源を、福祉に使うということを明言してもらわないと納得しない。

そこを明言してほしい。

【事務局】

「事前質問に対する回答 令和2年度 第1回 障がい者地域自立支援協議会」をご覧ください。

資料5 知立市心身障害者扶助料

1頁 扶助料の取組方針について

・対象外とする受給者が明確に分かりにくいと思います。

扶助料支給停止に該当する受給者がはっきりわかる説明はできないでしょうか？

回答として、扶助料支給停止に該当する受給者は、

特別障害者手当受給者

障害児福祉手当受給者

在宅重度障害者手当受給者

です。

・4頁 令和3年度からの予算削減額は他の福祉事業に運用できるでしょうか？

回答として、福祉課としては、令和3年度に約1,000万円、令和4年度に約2,000万円の削減額となるため、削減された金額については、他の福祉事業に運用する予定です。

委員の願いとして、次のコメントがありましたので紹介します。

*扶助料の削減、福祉サービスの見直し等で、近い将来誰もが本当に必要不可欠となるサービスは何かを考えていける良いきっかけになることを願っております。

【橋本（喜）会長】

心身障害者扶助料は、全員がなくなるのではなく、併給制限をする方がみが支給制限となる。

事務局案のとおり進めていってよろしいですか。

では、事務局案のとおり進めてください。

他に何かご意見ご質問等がございましたらお願いします。

ご意見等は無いようですので、これで次に進みます。

【橋本（喜）会長】

続きまして、“議題（５）「３ サービスの利用状況」について”について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料６ 「３ サービスの利用状況」について

障がい福祉計画で計上したサービスを決算額で集計したのが、この表となります。

令和元年度 12 億 8 千 7 百万円 平成 27 年度 9 億円 でしたので 5 年間で 3 億 8 千 7 百万円（43%増）の増額となっています。

令和元年度 12 億 8 千 7 百万円 平成 30 年度 11 億 8 千 5 百万円 でしたので 1 億 2 百万円（8.6%増）の増額となっています。

令和 2 年度は、予算額で表示してありますが、低めに見積もってあるので 12 月補正予算対応で増額する予定です。

今回提示させていただいた資料をもとに、量の見込みを類推する予定です。

【柴田委員】

なぜ、支給量が増加したのか説明してください。

【事務局】

資料 6 「３ サービスの利用状況」について

(1) 第 5 期 知立市障がい福祉計画における障がい福祉サービスの実施状況

【障がい福祉サービスの実施状況】 をご覧ください。

平成 27 年度より、ケアプランを作成する方法に変更された。

当初 300 名のプラン作成をする予定であったが、結果 400 名となった。

令和元年度においては、550 名に増加した。

平成 27 年度より、福祉サービス事業所が増加し、様々なサービスを利用できるようになった。

更に、利用者が要求する支給量が無制限に支給してきた。

福祉サービスの利用をする人が増えて、福祉サービス事業所が増えた。

また、知立市において、支給量についての制限がなされていなかった。

その結果増加しています。

【永井委員】

福祉サービスの利用方法には二通りある。今まで使わずに頑張ってきたが、どうしようもなくなって利用する場合と、使えるから利用する場合である。本当に必要な方には、福祉サービスの支給については提供できるようにしていただきたい。

【事務局】

グループホームを約 60 名程度の方が利用している。

グループホームを利用して、日中の間 生活介護事業所を利用している方は、福祉サービス利用料金は、高額になる。

グループホームを利用して、日中の間 就労継続支援 B 事業所を利用している方は、福祉サービス利用料金は、低くなる。

他市を利用している方は、グループホームと生活介護事業所、就労継続支援 B 事業所など複合型の施設となる。

【永井委員】

グループホームを利用して、日中は生活介護事業所を利用している方は、土曜日、日曜日は、家庭で過ごすことになる。

家庭で過ごすことができない方に対して、適切な支給をしてほしい。

【橋本（喜）会長】

事務局の説明が終わりました。

議題（５）「３ サービスの利用状況」について” について、何かご意見ご質問がございましたらお願いします。

【事務局】

資料 6 「３ サービスの利用状況」について

最後のページの 第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画に係る基本指針の見直しについて をご覧ください。

国から示された指針で 3. 成果目標（計画期間が終了する R5 年度末の目標）

① から ⑦ を 成果目標として、計画に掲載することとなります。

次回会議において、① から ⑦ について、知立市の方針を示し、みなさまに検討していただきます。

* 3. 成果目標（計画期間が終了する R5 年度末の目標）

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】
- ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

【橋本（喜）会長】

他に何かご意見ご質問等がございましたらお願いします。

ご意見等はないようですので、これで協議を終了します。

【事務局】

【振込みについて】

今回ご出席いただきました皆様の委員報酬は、7月末までに市へ口座の届出をされた口座に振込みをさせていただきます。

なお、代理で出席していただいた方には、委員報酬の支払いはありません。

【次回の知立市障害者地域自立支援協議会について】

次回11月11日（水）午前10時から、知立市役所3階 第2・3会議室で行います。

10月上旬に、開催通知と知立市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画（案）を事前に送付させていただきます。

【橋本（喜）会長】

以上をもちまして、

『令和2年度 第1回知立市障がい者地域自立支援協議会』を閉会します。